

計画の策定体制

この計画の策定に当たっては、社会福祉法及び香川県社会福祉審議会条例を根拠とする香川県社会福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会において、内容の検討を行うとともに、保険者である市町との連携を図るため、随時、意見交換会等を開催し、市町計画との整合性の確保に努めました。

県議会においては文教厚生委員会及び本会議において審議を行い、庁内においても各種施策との一体的推進を図る観点から関係各課と協議を重ねました。

高齢者保健福祉計画の在り方等について、次のような方法により、広く県民に対して意見を求め、計画の策定にできるだけ反映させました。

- ・ 県政世論調査（高齢者の保健福祉について）
- ・ 特別養護老人ホームの入所申込者調査
- ・ パブリック・コメント（意見公募）

【策定経過】

平成 28 年 4 月	・ 特別養護老人ホームの入所申込者調査
6～7 月	・ 県政世論調査（高齢者の保健福祉について）
平成 29 年 6 月	・ 第 1 回社会福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会
8 月	・ 第 2 回社会福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会（計画骨子案）
9 月	・ 計画骨子案を県議会 9 月定例会に報告
10 月	・ 第 3 回社会福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会（計画素案）
11 月	・ 計画素案を県議会 11 月定例会に報告
12 月	・ パブリック・コメント（12 月 5 日～1 月 4 日）
平成 30 年 2 月	・ 第 4 回社会福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会（計画案） ・ 計画案(議案)を県議会 2 月定例会に提案
3 月	・ 県議会の議決

香川県社会福祉審議会 高齢者保健福祉専門分科会委員名簿

氏名	所属等	備考
長尾省吾	香川大学名誉教授	分科会長
明石正子	香川県婦人団体連絡協議会副会長	
綾宏	香川県市長会会長	
石橋真二	香川県介護福祉士会会長	
大谷誠一	香川経済同友会専務理事事務局長	
大西美智恵	香川大学医学部看護学科教授	
大原昌樹	香川県介護支援専門員協議会会長	
岡部功	香川県老人保健施設協議会会長	
小川望	香川県老人福祉施設協議会会長	
越智和子	琴平町社会福祉協議会常務理事・事務局長	
小野正人	香川県町村会会長	
日下直和	香川県社会福祉協議会事務局次長	
久米川啓	香川県医師会会長	
高嶋伸子	香川県立保健医療大学教授	
高畠正博	香川県商工会議所連合会専務理事	
豊嶋健治	香川県歯科医師会会長	
中村明美	香川県看護協会会長	
藤田登茂子	香川県老人クラブ連合会副会長・女性委員長	
松木香代子	認知症の人と家族の会香川県支部世話人代表	
三野康祐	香川県議会文教厚生委員会委員長	

(分科会長を除き 50 音順・敬称略)

用語の解説

1 健康寿命 [26 ページ]

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。平均寿命が「何年生きられるか」という指標であるのに対し、「自立して健康に暮らす」という生活の質を捉えた指標。

2 受療率 [26 ページ]

厚生労働省が3年ごとに行う、全国の医療施設を利用する患者の傷病の状況等を調査した患者調査において、推計患者数を人口10万対で表した数。

3 地域ケア会議 [27 ページ]

地域包括ケア支援センターまたは市町村が主催し設置・運営する行政職員と介護サービス事業者、医療関係者、民生委員等で構成する会議。個別ケースを多職種で多様な視点により検討し、課題解決を支援する「地域ケア個別会議」と地域課題の把握、政策形成等につなげる「地域ケア推進会議」とがある。

4 介護予防ケアマネジメント [28 ページ]

利用者に対して、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行うもの。

5 地域包括支援センター [28 ページ]

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるために必要な支援を行う機関として、各市町等に設置されている。①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援、③高齢者虐待の早期発見・防止や成年後見制度等の権利擁護、④包括的・継続的ケアマネジメント支援、という4つの機能を担う地域包括ケアの中核的な機関。これらの機能に加え、高齢者が地域で自立した生活が送れるように、地域の実情に応じた取組みが期待されている。

6 ロコモティブシンドローム [28 ページ]

骨や関節、筋肉、神経などの「運動器」が、加齢や運動不足、骨や関節の病気などのために衰え、将来、要介護となる危険性の高い状態をいう。

7 フレイル [28 ページ]

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態を

いう。

8 継続雇用制度 [28 ページ]

現に雇用している高年齢者が希望している場合、定年後も引き続き雇用（再雇用、勤務延長等）する制度。

9 コミュニティビジネス [29 ページ]

地域の問題や地域の資源（労働力、原材料、技術力等）の活用を通じて、地域社会への貢献を主要な目的とするビジネス。

10 かがわ共助のひろば [29 ページ]

ボランティア・NPOのほか、地域コミュニティや企業等社会貢献活動を行う団体等の各種の情報を発信し、「ささえあい、助け合える社会づくり」を推進するため、県が運営するサイト。

http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/kyoujyo_net_kagawa/index.shtml

11 かがわ長寿大学 [30 ページ]

高齢者が仲間づくりや知識・教養を身につけながら、自らの生きがいと健康づくりを図るとともに、長寿社会を担う地域での実践的な指導者を養成することを目的とする。運営主体は、公益財団法人かがわ健康福祉機構。

12 かがわ学びプラザするするドットネット [30 ページ]

インターネットを利用して多様な学習情報を発信するサイト。

<http://www.surusuru.net/>

13 県民スポーツ・レクリエーション祭 [30 ページ]

子どもから高齢者まで、だれもが気軽に参加でき、それぞれの体力や年齢、目的に合わせてスポーツやレクリエーション活動に親しみ、これをきっかけに、継続して生活の中にスポーツや運動を取り入れていくことを目的として、毎年開催している生涯スポーツの祭典。

14 総合型地域スポーツクラブ [30 ページ]

地域住民が自主的、自発的に設置運営し、地域の子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が参加できる総合的なスポーツクラブ。

15 地域包括ケアシステム [32 ページ]

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能

力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

16 地域共生社会 [32 ページ]

制度・分野ごとに『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

17 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員) [33 ページ]

生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備とその充実を目的に①資源開発②ネットワークの構築③ニーズと取組みのマッチングといったコーディネート機能を担う者。

18 医療介護地域連携クリティカルパス [34 ページ]

急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いるものについて、介護施設や在宅にも活用を拡大し、医療と介護の連携を行うもの。

19 在宅当番医制 [35 ページ]

市町の委託を受け、郡市医師会ごとに、その会員が当番制で休日診療を実施し、初期救急患者に対する診療を行うもの。

20 かがわ遠隔医療ネットワーク(K-MIX) [35 ページ]

X線やCT(コンピューター断層診断装置)等の患者データを通信回線により伝送し、専門医の助言を受けながら診療できる、全国初の全県的な遠隔医療ネットワーク。

21 認知症サポーター [36 ページ]

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援し、普段の生活の中でできる手助けを行うボランティア。

22 認知症キャラバン・メイト [36 ページ]

地域や職域、学校等の地域住民を対象に、「認知症サポーター養成講座」を企画・開催し、認知症に対する正しい知識や具体的な対応方法について伝える講師としての役割を担う者。所定の養成研修を受講し登録する必要がある。

23 認知症ケア [36 ページ]

脳血管疾患やアルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度まで記憶機能やその他の認知機能が低下した者に対する介護・看護のこと。認知症高齢者の尊厳を支える、本人の視点に立った暮らしの継続性の確保が求められる。

24 認知症疾患医療センター [37 ページ]

認知症の鑑別診断、専門医療相談、身体合併症への対応、医療情報の提供等を行うとともに、地域の保健医療・介護機関等との連携を担う中核機関として指定を受けた医療機関のこと。県内では、平成 23 年 10 月から 6 病院を指定している。

25 認知症初期集中支援チーム [37 ページ]

認知症の方やその家族を対象に家庭を訪問し、初期段階におけるアセスメントの実施、認知症の症状や病気の進行に沿った対応方法の説明、在宅ケアの提供、家族に対する助言などを行い、一定期間、集中的に本人や家族に関わるチーム。

26 認知症サポート医 [37 ページ]

認知症患者の診療に習熟した医師で、かかりつけ医への助言等を行うとともに、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携を推進する役割を持つ。

27 もの忘れ相談医 [37 ページ]

適切な認知症診断の知識・技術や認知症の本人や家族を支える知識と方法を修得するための研修を修了した内科医等のかかりつけ医

28 ユニット型 [41 ページ]

地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設で 10 人程度を一つの生活単位（ユニット）として、少人数の家族的な雰囲気の中で介護・看護を行う方式で、居室は全室個室での形態をいう。在宅に近い居住環境で、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムに沿い、他人との人間関係を築きながら日常生活を営めるよう介護・看護を行うもの。

29 福祉サービス第三者評価 [48 ページ]

事業者の提供する福祉サービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するもの。個々の事業者が、事業運営における具体的な問題点を把握して、福祉サービスの質の向上を図るとともに、評価結果が利用者の適切なサービスの選択に資するための情報となることを目的としている。

30 介護給付適正化主要5事業 [49 ページ]

①要介護認定の適正化

要介護認定の変更認定・更新認定に係る認定調査の内容の点検

②ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅サービス計画、介護予防サービス計画の点検

③住宅改修等の点検

居宅介護住宅改修費の対象となる住宅改修工事の点検、福祉用具購入・貸与の利用状況等の点検

④縦覧点検・医療情報との突合

介護報酬の請求明細書の確認、入院情報と介護保険の給付状況との突合

⑤介護給付費通知

受給者へのサービス内容・費用の通知

31 ケアプランチェックリスト [49 ページ]

介護支援専門員が作成する介護サービス計画に関する一連の業務（ケアマネジメント）を介護支援専門員自らが振り返るとともに、保険者が確認するために県等が作成した点検表。

32 サービス付き高齢者向け住宅 [50 ページ]

生活支援のためのサービスを提供する賃貸等の住まいで、床面積やバリアフリーなど、構造や設備が一定の要件を満たし、県の登録を受けたもの。

33 住宅セーフティネット制度 [50 ページ]

低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の供給を促進するため、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録制度や登録住宅の改修等への経済的支援、住宅確保要配慮者への居住支援などの施策を総合的かつ効果的に推進する制度。

34 養護老人ホーム [50 ページ]

環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者の入所施設。入居者を養護し、自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設。

35 軽費老人ホーム [50 ページ]

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な60歳以上(夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上)の者を低額な料金で利用できる施設。車椅子でも自立した生活を送れるよう、配慮した施設であるが、そのうち、経過的軽費老人ホームとして、食事を提供するA型と、自炊を原則とするB型が

ある。経過的軽費老人ホーム（A型・B型）については、建替えなどの機会に軽費老人ホームに移行することとされている。

36 有料老人ホーム [50 ページ]

高齢者を対象とした住居であり、介護、食事の提供、洗濯掃除等の家事、健康管理等のサービスを提供する施設。

37 介護支援専門員（ケアマネジャー） [53 ページ]

指定居宅介護支援事業所や介護保険施設に配置され、要介護者等からの相談を受けたり、心身の状況等に応じた適切な居宅サービスや施設サービスを利用できるように、市町や居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う。また、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識や技術を有する者として、介護サービス計画（ケアプラン）の作成等の業務を行う。

38 介護福祉士 [53 ページ]

身体や精神の障害等により日常生活を営むことに支障がある人に対し、心身の状況に応じた介護を行うほか、本人や介護者に対して介護に関する指導を行う専門職。

39 社会福祉士 [53 ページ]

身体や精神の障害等により日常生活を営むことに支障がある人に関する相談に応じ、助言、福祉サービスを提供するほか、医師等の保健医療サービス関係者等との連絡・調整等を行う専門職。

40 栄養ケア・マネジメント [54 ページ]

高齢者個人ごとに、栄養スクリーニング（低栄養状態のリスクを把握すること）・栄養アセスメント（栄養スクリーニングを踏まえ、解決すべき課題を把握すること）を行い、それぞれに応じた栄養ケア計画を立て、実施、モニタリング、評価していくこと。

41 福祉人材センター [55 ページ]

社会福祉事業や施設等の経営者に関する啓発活動、施設等の経営者に対する相談・援助、施設職員等の従事者やその希望者に対する研修等を行う機関として本県では香川県社会福祉協議会を指定している。

42 ハローワーク内の福祉人材コーナー [55 ページ]

介護・医療・保育の各分野における人材確保に向けたサービス提供体制の整備

及び求人・求職のマッチング機能の強化を図る目的で公共職業安定所に設置。本県では高松公共職業安定所に設置。

43 社会福祉施設職員等退職手当共済事業 [55 ページ]

社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定に基づき、社会福祉施設等の職員が退職した場合に、その職員に退職手当金の支給を行う事業。

44 バリアフリー [58 ページ]

高齢者や障害者等が社会生活を行う上でのさまざまな障害（バリア）を除去すること。

45 ユニバーサルデザイン [58 ページ]

いろいろな人にとって利用しやすいデザインや設計のことをいい、障害者や高齢者が利用しやすいデザインや設計は、誰にでも利用しやすいものとなることを前提に、まちづくり・ものづくり・環境づくり等を行っていかこうとする考え方。

46 かがわ思いやり駐車場制度 [59 ページ]

障害のある方や要介護者、妊産婦等の移動に配慮が必要な方が、公共的施設に設置されている障害者等用駐車場を安心して利用できるよう、当該駐車場の適正利用を促進する制度。

47 避難行動要支援者 [59 ページ]

高齢者や障害者等のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。

48 自主防災組織の活動カバー率 [60 ページ]

全世帯のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯の割合。

49 福祉避難所 [60 ページ]

災害時に、高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児など特別な配慮を必要とする人を受け入れるため、市町が指定する避難所。配慮を必要とする人の円滑な利用の確保や相談体制の整備など一定の指定基準がある。

50 シニア安全学級 [62 ページ]

運転免許の更新時に受講する更新時講習の特別学級。65歳以上の方を対象に、シミュレーターや夜間視力計等の機器を活用して、加齢に伴う身体機能の低下を自覚してもらい、安全運転に役立ててもらおう本県独自の参加型の講習。

51 バリアフリー対応型信号機 [62 ページ]

①音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機、②押しボタン等の操作により歩行者用信号の青の時間を延長したりすることのできる機能を有する信号機、③信号表示面に青時間までの待ち時間及び青時間の残り時間を表示する経過時間表示機能付き歩行者用灯器、④歩行者・自転車と車両が通行する時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号機等の総称。

52 香川県高齢者虐待対応専門職チーム [63 ページ]

市町や地域包括支援センターが行う高齢者虐待への対応の支援を行うことを目的として、香川県弁護士会と香川県社会福祉士会とが連携して設置したもの。

53 成年後見制度 [63 ページ]

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）について、契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守る制度。本人に代わって、財産の管理や介護施設の入居手続等の身上の保護を行う。

54 市民後見人 [64 ページ]

弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い地域住民の中で、一定の講座を受講して成年後見に関する知識・態度を身に付け、成年後見人等として家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護サービス契約などの法律行為を行う者。（厚生労働省では明確に定義はしていない。）

介護保険サービスの種類と内容

【在宅(居宅)サービス】

サービスの種類	内容
訪問介護	ホームヘルパーが家庭を訪問して、介護や家事など身の回りの援助をします。
訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車などで家庭を訪問して、入浴の介護を行います。
訪問看護	看護師や保健師などが家庭を訪問し、看護の支援をします。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して機能訓練を行います。
居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養の管理、指導を行います。
通所介護	デイサービスセンターなどで入浴、食事、機能訓練などを行います。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設や医療機関などで、機能訓練などを行います。
短期入所生活介護	介護老人福祉施設などに短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。
短期入所療養介護	介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所し、医学的な管理のもとで看護や機能訓練、日常生活の介護などが受けられます。
福祉用具貸与	車椅子やベッドなどの福祉用具を貸し出します。
特定福祉用具購入費	排泄や入浴に使われる用具の購入費を支給します。
住宅改修費	家庭での手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修の費用を支給します。
特定施設入居者生活介護	介護付きの有料老人ホームや軽費老人ホームなどに入所している方が、介護サービス計画に基づく食事などの介助や機能訓練、療養上の世話を受けられます。

【地域密着型サービス】

サービスの種類	サービス内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時の対応を、介護・看護が一体的にまたは密接に連携しながら提供するサービスです。
夜間対応型訪問介護	早朝や夜間に介護員が定期巡回して、短時間の介助や安否確認を行います。緊急の通報にも対応します。
認知症対応型通所介護	認知症の高齢者にデイサービスセンターやグループホームなどに通ってもらい、日常生活の介助や機能訓練をします。
小規模多機能型居宅介護	通所サービスを中心に、顔なじみの職員による「訪問サービス」や「宿泊サービス」などを組み合わせて、ワンセットで提供します。
認知症対応型共同生活介護	認知症のため介護を必要とする高齢者が、住宅において10人前後で共同生活をしながら、日常生活の介護や機能訓練を受けられます。
地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどのうち、定員30人未満の小規模な介護専用型施設に入居している方が、介護サービス計画に基づく食事などの介助や機能訓練、療養上の世話を受けられます。
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	定員30人未満の小規模な特別養護老人ホームに入所している方が、介護や日常生活上の世話などを受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、一つの事業所からサービスを受けることができます。
地域密着型通所介護	定員19人未満の小規模なデイサービスセンターなどで入浴、食事、機能訓練などを行います。

【施設サービス】

サービスの種類	サービス内容
介護老人福祉施設	寝たきりなど、常に介護が必要で、自宅ではそのような介護を受けることができない方が対象の定員 30 人以上の施設で、介護や日常生活上の世話などが行われます。
介護老人保健施設	入院治療までは必要のない方が対象の施設で、主に機能訓練や日常生活上の世話などが行われます。
介護医療院	「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供します。
介護療養型医療施設	長期間にわたり療養の必要な方が対象の施設で、医療と介護が行われます。

【居宅介護支援】

サービスの種類	サービス内容
居宅介護支援	在宅の要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるよう居宅サービス計画を作成するとともに、介護サービス事業者等との連絡調整等を行うものです。

第7期香川県高齢者保健福祉計画

平成30年3月 香川県健康福祉部長寿社会対策課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL:087-832-3271 FAX:087-806-0206

choju@pref.kagawa.lg.jp